介護保険 要介護度継続 申請書

(あて先) 紀北広域連合長

次のとおり(紀北町・尾鷲市)への転入に伴い、要介護度の継続を申請します。

※太	わくの	中をご	記入ください。	申請年月日	令和	年	月	日	
被保険者	フリ	ガナ							
	氏	名							
	住 所		(電話番号)						
	生年月日			年	月	日			
申	口本. 	□本人							
請者	口代:	口代理人・・・下記の代理人欄にご記入下さい。							
代理人	代理人氏名								
	□配偶者□同居親族□法定代理人□その他(□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□								
	(電話番号)								
						-			

□ 現在、転入前の市町村で介護認定の申請中です。

<紀北広域連合確認欄>

チェックリスト	受付印
□ 申請者の本人確認	
□ 住所地特例施設以外への転入	
□ (お持ちの方のみ) 転入前住所地での 『受給資格証明書』もしくは『介護保険証』	

転入前住所からの要介護度の継続について

○転入前の自治体で受けた介護保険認定結果は、転出先である紀北広域連合に おいても継続がする事ができます(期間6か月間)。

介護度の継続を希望される方は、尾鷲市役所・紀北町役場で転入の手続きを 行われた後、同封しております 『要介護度継続申請書』と、下記添付書類の 方を紀北広域連合へとご提出ください。

紀北広域連合で申請書を受理後、結果の方を被保険者証と共に発送いたします。

なお、上記の被保険者証や受給資格証明書がない場合、予め紀北広域連合へと連絡をお願いいたします。

- ●要介護度の転入継続を希望する場合に必要な提出書類
 - ① 『要介護度継続申請書』(本通知に同封)
 - ② 『紀北広域連合介護保険被保険者証』 (本通知に同封しているピンク色の証書)
 - ③ (お持ちの方のみ) 転入前の自治体で発行された『介護保険被保険者証』、『受給資格証明書』